

●香川県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年7月27日から同年8月17日まで一般の縦覧に供する。

平成24年7月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市西植田町字上佛坂5896番4 地先から	前	7.0~12.2	134	道路維持修繕事業 による現道拡幅
高松市西植田町字上佛坂5927番30 地先まで	後	8.3~23.5	134	